

所沢市初期費用ゼロ円太陽光事業

事業登録から補助金申請までの手引き



2050年までに
CO2排出量実質ゼロを目指します

令和6年4月

所沢市マチごとエコタウン推進課

● 所沢市初期費用ゼロ円太陽光事業

市では令和2年11月に2050年までに市内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す、ゼロカーボンシティを宣言しており、二酸化炭素の排出量を削減することが急務となっています。

所沢市初期費用ゼロ円太陽光事業とは、太陽光発電設備を導入する際にネックとなる初期費用をゼロ円にするサービスを提供する事業者（サービス提供事業者）への補助を通じ、実質的に住宅等の所有者の負担を軽減し、更なる再生可能エネルギーの普及を図るものです。

サービス提供事業者は、市内の住宅等の屋根に、住宅等の所有者の初期費用負担ゼロ円で10kW未満の太陽光発電設備等を設置し、設置費用等を契約期間内で平準化されたサービス利用料金により回収します。

設置した設備は、契約期間中はサービス提供事業者が管理し、原則別途費用を請求することなく保守・メンテナンスを行います。

太陽光発電設備において発電された電気は、住宅等の所有者が自家消費できるようになっている必要があります。

契約期間終了後は、原則として設置した設備を住宅等の所有者に譲渡します。

● 用語

この手引きで使用する用語の定義は次のとおりです。

(1) 住宅等

住宅等とは、市内に所在する次に掲げる建築物をいいます。

- ア 生活の用に供する戸建ての住宅又は共同住宅（ウに該当する建築物を除く）
- イ 店舗、事務所、営業所、倉庫又は工場等であって、事業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第14号に規定する発電事業を除く。）が行われているもの（ウに該当する建築物を除く。）
- ウ アの生活の用に供する部分とイの事業の用に供する部分が併用されている建築物
- エ 柱及び屋根で構成された車庫並びに柱、屋根、及び壁で構成された車庫

(2) 太陽光発電設備

太陽光を電気に変換する設備であって、太陽電池モジュール、パワーコンディショナー（太陽電池モジュールが発電した直流電力を住宅等で使用できる交流電力に変換する設備をいいます。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいいます。

(3) EMS

エネルギー管理システムであって、電力使用量等を自動で実測しエネルギーの見える化を図るとともに、エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図るシステムのことをいいます。

(4) 蓄電池

電池部とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成される機器であり、全体を一つのパッケージとして取り扱うものであり、太陽光発電設備によって発電した電気等を

蓄電するものであって、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備の内、定置型のものをいいます。

(5) 太陽光発電システム

太陽光発電設備若しくは太陽光発電設備及びEMS又は蓄電池により構成される設備をいいます。

(6) リース

契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備をサービス提供事業者が代わりに負担して当該利用者に使用させ、その代わりに当該利用者からはサービス提供事業者が負担した代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価として回収するものをいいます。なお、契約期間中の中途解約は原則禁止となります。

(7) 電力販売（PPA）

サービス提供事業者が、住宅等に太陽光発電システムを当該事業者の負担により設置し、太陽光発電システムから発電された電気を当該住宅等の所有者に販売するものをいいます。なお、契約期間中の中途解約は原則禁止となります。

(8) 屋根借り

サービス提供事業者が、住宅等の所有者から太陽光発電事業用として当該住宅等の屋根を一定期間借り受けた上で太陽光発電システムを当該事業者の負担により設置し、当該住宅等の所有者に対し当該屋根の使用料を支払うものをいいます。

(9) 割賦販売等

割賦販売法（昭和36年7月1日号外法律第159号）第2条第1項の割賦販売及び第2項のローン提携販売をいいます。

(10) 初期費用ゼロ円サービス

住宅等の所有者が負担する初期費用が不要であるリース又は電力販売による太陽光発電システムを設置するサービス（屋根借り及び太陽光発電システムの販売（割賦販売等を含む。）に係るものを除く。）をいいます。

(11) 登録事業プラン

初期費用ゼロ円サービスの実施にあたり、本市に登録された事業プランをいいます。

(12) サービス利用料金

登録事業プランの実施にあたって、契約者が負担するリース料又は電気使用料をいいます。

(13) 補助金

スマートハウス化推進補助金交付要綱（平成31年3月29日要綱、以下「要綱」といいます。）に基づき支払われる本事業に係る補助金をいいます。

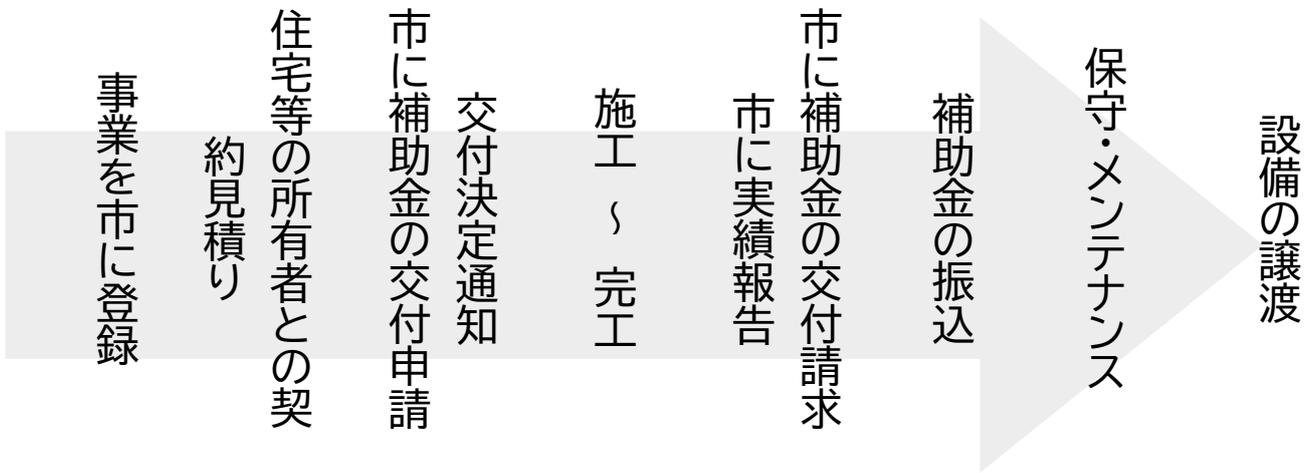
(14) サービス提供事業者

初期費用ゼロ円サービスを提供する事業者でかつ、以下のいずれかに該当する事業者をいいます。

①本サービスで使用する太陽光発電システムを所有する事業者

- ②本サービスで使用する太陽光発電システムを所有する事業者と提携して初期費用ゼロ円サービスを実施する事業者
- ③その他市が認めた事業者

● 事業全体の流れ



事業フロー図

| ステップ | 住宅等の所有者 | 実施事業者 | 市 |
|-----------------|--------------------|------------------|-------------|
| 1 事業登録 | | | |
| | | 事業登録(変更)申請 | 事業登録(変更)決定 |
| 2 住宅等の所有者と契約 | | | |
| | 見積り申請・見積り提示 | | |
| | 契約申請・締結 | | |
| 3 補助金交付申請 | | | |
| | | 補助金交付申請 変更申請 | 補助金交付(変更)決定 |
| 4 施工 | | | |
| | 着工 施工完了 | | |
| 5 補助金交付請求 | | | |
| | | 補助金実績報告兼 交付請求 | 補助金支払 |
| 6 保守管理 | | | |
| | 保守・修理等 契約終了後は譲渡 | | |

● 初期費用ゼロ円太陽光事業の登録

本事業を実施し、補助金の申請をするためには、事業実施前に市に事業登録申請を行う必要があります。

事業の登録は、所沢市初期費用ゼロ円太陽光事業登録実施要領（以下、「要領」といいます。）に基づき行います。

事業登録の要件

①事業者の要件

登録申請する事業者は、次のいずれも満たしている必要があります。

- (1) 自らが業を営み、又は活動する者で、本サービスを実施する個人又は法人であること。
- (2) 一般社団法人太陽光発電協会の「持続可能な社会の実現に向けた行動指針」を遵守していること。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
 - イ 民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)第 21 条に基づく再生手続開始の申立て
 - ウ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て
- (4) 登録事業プランに係る事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状態にないこと。）。
- (5) 申請者が法人住民税及び事業所税に係る市区町村長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、市区町村税を滞納していないこと。
- (6) 所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱に基づく参加停止を受けている者でないこと。
- (7) 所沢市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員が関与していない者であること。
- (8) その他所沢市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なう恐れのない者であること。

Q:複数の事業者で団体等を組織して本事業を実施する場合、申請者は誰になりますか。

A: 契約期間中、サービス提供事業者を申請者としてください。なお、本事業を行うにあたり生じる義務等は申請者に帰属します。

Q:ここでいう市区町村税とは具体的にはどの税の事ですか。

A: 次の税について、納税した市区町村が発行する納税証明書をご提出いただき、納税状況を確認します。

法人住民税、個人住民税（当該法人が特別徴収義務者に指定されている場合に限り）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税。

②事業プランの要件

登録申請する事業は、次のいずれも満たしている必要があります。

- (1) 初期費用ゼロ円サービスであること。
- (2) 契約者が太陽光発電システムを設置する住宅等の所有者であること。
- (3) 発電した電気は設置した住宅等（駐車場については同一敷地内の住宅等）で全量消費されることが見込まれること。

ただし、需要量を超過して発電した分については、この限りではありません。

- (4) 契約期間終了後、本サービスにより設置した物件が原則契約者に無償で譲渡されること。
- (5) 契約期間内に太陽光発電システムが故障した場合に、契約者の費用負担無く速やかに交換又は修理がなされること。ただし契約者又は設備使用者の故意・過失がある場合及び天災地変その他の不可抗力による場合を除きます。
- (6) 太陽電池モジュールの全部が住宅等の屋根又は屋上に設置されること。
- (7) スマートハウス化推進補助金交付要綱（平成 31 年 3 月 29 日要綱、以下「要綱」という。）第 5 条第 1 項第 5 号の交付申請を行う場合は、交付を受けようとする補助金の全額が、サービス利用料金の合計額から控除されていること。
- (8) 前号の規定により控除したことをホームページその他の方法により表示する場合、控除の方法及び控除が市の補助金に基づくことを付記すること。
- (9) 太陽光発電システム又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体障害に起因する賠償責任補償が付加されていること。また、太陽光発電システム又は当該設備の取付工事が原因で生じた財物損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること。

ただし、太陽光発電システムが原因の場合は、設備のメーカーが保障する取り決めになっているか、取付工事が原因の場合は、施工業者が保険会社等の一般的な保険商品等に加入していればこの限りではありません。

- (10) 登録事業プランに係る契約期間が太陽光発電システムの設置から 5 年以上であること。
- (11) 太陽光発電システムを設置した住宅等（駐車場については同一敷地内の住宅等）に当該太陽光発電システムから供給される電気に、環境価値が伴っていること（事業者が環境価値を取得しないこと）。

ただし、サービス利用料金の軽減等、住宅等の所有者への還元があるときはこの限りではありません。

- (12) 太陽光発電システムの設置に際し、可能な限り市内事業者により施工するよう努めること。
- (13) 自社で構築した独自のサービスであること。（すでにプラン登録されている他社のサービスを同一名称若しくは別名称で再度登録することは不可とする。）

実施にあたっては、電気事業法、建築基準法等各種法令を遵守してください。

Q:(3)「需要量を超過して発電した分」とはどのような意味ですか。

A：発電した時点で自家消費できる量は自家消費し、使いきれない分は売電しても差し支えないという意味です。なお、蓄電池への充電は自家消費と扱います。

Q:余剰電力を固定価格買取制度(FIT)で売電しても良いですか。

A：サービス提供事業者、住宅等の所有者のいずれにおいても問題ありません。

Q:(7)サービス利用料金から控除する方法に指定はありますか。

A：市としては、月額利用料の低減、又は契約期間の短縮による控除を推奨しています。

また、いわゆるポイント還元等、実質的に別の事業に誘導する方法や、控除額が変動する可能性がある等、補助金の全額が控除されることが担保されていない方法での控除は認められません。

③設備の要件

登録事業プランで導入する設備は、設備の種別ごとに、次のいずれも満たしている必要があります。

| 設備の種別 | 要件 |
|-----------|--|
| 太陽光発電システム | 停電時においても電力供給を継続する機能を有すること。 |
| 太陽光発電設備 | (1) 太陽光発電設備を構成するモジュールが、日本産業規格(以下「JIS 基準」という。)又はそれに準じた認証等を受けたものであること。 (2) 発電出力(太陽電池モジュールの JIS 基準に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいう。)が 1 kW 以上 10 kW 未満のものであること。 (3) 未使用品であること(発電していないこと)。 (4) 地絡検知機能を有していること。 |
| EMS | 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェースとして搭載しているものであること。 |
| 蓄電池 | (一社)環境共創イニシアチブ(SII)の蓄電システム登録済製品一覧に掲載されているものであること。 |

登録事業者の役割

登録事業者の役割は、次のとおりとします。(1)から(3)については無償で実施してください。

ただし、仮見積書の提示は住宅等の所有者の意向により省略することができます。

- (1) 仮見積書の提示及び初期費用ゼロ円サービスの説明
- (2) 現地調査、見積書等説明書類の提示及び登録事業プランの説明
- (3) 周辺環境への影響の確認
- (4) 登録事業に係る契約締結及び工事施工等
- (5) 契約期間中の設備の保守、苦情対応

なお、上記事項は登録事業者と住宅等の所有者との間において各々の責任において実施されるものであり、実施にあたり登録事業者又は住宅等の所有者並びに第三者に損害が生じても、市はその責任を負うものではありません。

登録申請方法

①登録申請書類

申請者は、表1の登録申請書類及び表2の添付書類を提出してください。

表1 登録申請書類一覧

| | |
|---------|---|
| 要領様式第1号 | 所沢市初期費用ゼロ円太陽光事業登録申請書 |
| 要領様式第2号 | 事業プラン内容 ※契約条件等の違いにより、複数のサービスがある場合は、本様式を必要枚数複写してサービスごとに内容を記載してください。 |
| 要領様式第3号 | 太陽電池モジュール一覧 ※ |
| 要領様式第4号 | パワーコンディショナー一覧 ※ |
| 要領様式第5号 | 蓄電池一覧 ※ |

※ 様式第2号に全て記載できる場合は不要です。

表2 添付書類一覧

| |
|--|
| 商業登記簿謄本（現在事項証明書）、開業届等、事業者又はその他市長が認める団体であることを証する書類の写し |
| 事業者の要件に規定する税の直近年度の納税証明書 |
| 直近の会計年度の財務諸表（損益計算書、貸借対照表） |
| 設置する太陽電池モジュールの性能（メーカー名、型番、公称最大出力）がわかる書類（カタログ等） |
| 設置するパワーコンディショナーの性能（メーカー名、型番、定格出力）がわかる書類（カタログ等） |

| |
|---|
| 設置するEMSの性能（メーカー名、型番、「ECHONET Lite」規格適合の有無）がわかる書類（カタログ等）※EMSを登録内容に含む場合に限りです。 |
| 設置する蓄電池の性能（メーカー名、型番、蓄電容量）がわかる書類（カタログ等）※蓄電池を登録内容に含む場合に限りです。 |
| 電力販売プランの料金体系のわかる書類 ※不足電力の販売を事業プランに含む場合に限りです。 |
| 登録事業プランに係る住宅等所有者との契約書のひな型（約款等、別途契約に係る書類がある場合は当該書類も含む。）及び住宅等所有者へ提示する見積書例 |
| その他所沢市が提出を求めた書類 |

②申請書類提出方法

申請者は、①登録申請書類を郵送、電子メール、又は直接以下の申請書提出先まで提出してください。

ただし、表1の登録申請書類については必ず電子データ（Excel形式）を電子メールにより提出してください。

【申請書提出先】

〒359-8501

埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課（市役所5階）初期費用ゼロ円太陽光担当

a9133@city.tokorozawa.lg.jp

③申請書類提出期間

年度を通じて受け付けています（窓口提出の場合は平日8:30～17:15の間）。

登録申請の時期によっては、補助金申請に要する期間や予算額の都合上、同年度内に実施予定の事業について補助金が受けられない可能性がありますのでご注意ください。

④提出された書類の取扱について

- (1) 申請書類の著作権は、申請者に帰属するものとします。
- (2) 申請書類は、審査及び登録後の事業運営に使用します。
- (3) 申請書類のうち様式第2号から様式第5号までの内容は、市ホームページ及びその他広報媒体に掲載されます。
- (4) 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

登録

①登録

市は提出された書類の審査を行い、要領に規定する要件を全て満たすと確認されたものから順次登録し、申請者に文書でその旨通知します。

各事業者が登録のための要件を満たしているかについて、市が確認する場合がありますので、ご協力ください。

Q:登録決定通知を待たずに営業活動を開始しても良いですか。

A: 本登録制度は、市が事業プランを登録することで、契約者が信頼性の高い事業者を選択できるようにすることを目的としています。登録決定の前に本事業名を使用して営業活動を行うことは絶対にお止め下さい。

②登録期間

書面で通知する登録の日から登録された年度の末までです。

③登録の更新

登録事業プランについて、市は年度ごとに所沢市初期費用ゼロ円太陽光登録事業更新意思確認書（要領様式第7号）を登録事業者に送付し、更新の意思を確認します。

更新を希望する登録事業者は、所沢市初期費用ゼロ円太陽光登録事業更新意思確認書（要領様式第7号）に次の添付書類を添えて請書提出先に提出し、市は提出された書類等に基づいて更新の可否を判断・決定した上で、当該事業者に通知します。

なお、登録プランの全てにおいて更新を希望しない場合、登録辞退の手続きをお願いします。

- (1) 表1(P7)の登録申請書類(様式改正等で市が再提出を求める場合)
- (2) 市区町村税の直近年度の納税証明書（既に提出している場合を除きます）
- (3) 直近の会計年度の財務諸表（既に提出している場合を除きます）

④登録の変更

登録事業プランの内容の変更を希望するとき、又は変更が生じたときは、速やかに所沢市初期費用ゼロ円太陽光事業登録変更承認申請書（要領様式第9号）に、変更内容のわかる書類を添えて申請書提出先に提出してください。

⑤登録の辞退

登録事業プランの一部又は全部の登録を辞退するときは、所沢市初期費用ゼロ円太陽光事業登録辞退届出書（要領様式第11号）を申請書提出先に提出してください。

⑥登録の取消

次のいずれかに該当する場合は、状況に応じて市が判断・決定した上で、該当する登録プランを取り消します。

- (1) 事業登録要件を満たさなくなったとき。
- (2) 本事業に関する申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 関連する事業者等に対する市民からの不満や苦情への対応等が適切でなかったと認められる場合に改善を求めたものの、その改善が認められず、かつ同様の不満や苦情が継続して寄せられる場合
- (4) その他市長が登録を取り消す必要があると認めたとき。

市は、登録を取り消したときは、事業者に書面により通知します。

登録が取り消された事業者は、登録取消日から1年間は再度登録を申請することができません。

公表

市ホームページ及びその他広報媒体において、所沢市初期費用ゼロ円太陽光登録プランとして、事業名や登録事業プランの内容等を掲載します。

● 住宅等の所有者との契約

① 仮見積書の提示、初期費用ゼロ円サービスの説明

同規模程度の住宅等に設置した場合の費用及び効果を仮見積書により提示します。

また、初期費用ゼロ円サービスがあくまで無料ではなく契約期間内で費用を平準化したものであることを説明します。

住宅等の所有者が希望しない場合、仮見積書の提示を省略することができます。

Q:営業する際に補助金により負担が減ることを表示して良いですか。

A:構いません。ただし、市の補助金による負担軽減（還元）であること、及び還元方法について必ず付記してください。

② 現地調査、周辺環境への影響の確認、見積書の提示

見積もりの希望があった場合、現地調査を行います。日照量や周辺住宅等への影響等の確認のほか、設置にあたり建築基準法その他法令に抵触しないかも含めた確認を行ってください。その結果に基づき、住宅等の所有者に見積書（サービス利用料金等が記載されたもの）の提示を行います。

見積書は任意の様式で構いませんが、補助金の利用にあたっては別途記載事項を定めた「提供サービス見積書」を作成してください。「提供サービス見積書」の内容は、次のとおりです。

- ① 年間見込発電量(kWh)
- ② 年間見込自家消費量（蓄電する電力量を含む）(kWh)
- ③ 契約前の年間電気料金
- ④ 契約後の年間電気料金見込額
- ⑤ 年間サービス利用料金見込額
- ⑥ 契約期間内のサービス利用料金の合計見込額
- ⑦ 年間売電収入見込額
- ⑧ 年間収支
- ⑨ 投資費用回収年数見込

なお、本見積書及び「提供サービス見積書」は補助金の交付申請の際に市に写しを提出する必要があります。

③ 登録事業プランの説明

登録事業プランを実施するにあたり、次の項目について重要事項説明書（要綱様式第6号）を用いて必ず説明してください。また、住宅等の所有者から重要事項説明書下部の同意書欄署名をいただってください。

- (1) 契約するサービスが所沢市初期費用ゼロ円太陽光事業の登録事業プランであること。
- (2) サービス利用料金の総額、補助金により低減された後のサービス利用料金の総額、補助金による低減方法（契約期間短縮、月額料金低減、一括還元等）
- (3) 現地調査に基づく見積書※1等説明書類の提示及びサービス内容
- (4) 契約条件に夜間等の電力の購入契約締結が含まれるか。含まれる場合、その契約の条件、解約条件、電力料金（年・月）
- (5) 発電した電力の環境価値帰属先（帰属先がサービス提供事業者の場合は住宅等の所有者への還元方法）
- (6) 契約期間
- (7) 契約期間中の契約解除条件及び解除に伴う残金・設備等の取扱
- (8) 契約期間中に住宅等の所有者が変更になった場合の取扱
- (9) 契約期間中の設備保守及び賠償責任補償の内容
- (10) 契約期間中に発電が停止した場合の売電収入の取扱
- (11) 契約期間終了後の設備無償譲渡
- (12) 契約期間終了後に故障した場合の対応（故障時に想定される連絡先の提示等）
- (13) 設備廃棄時の概算費用及び方法等

※1 「②現地調査、周辺環境への影響の確認、見積書の提示」（P11）で示した、サービス利用料金等が記載された任意様式の見積書及び「提供サービス見積書」をいいます。

重要事項説明書は補助金の交付申請の際に市に原本を提出する必要があります。
なお、住宅等の所有者が市税の滞納をしている場合、補助金の対象外となります。

④契約締結

住宅等の所有者と契約を締結します。

契約書は補助金の交付申請の際に市に写しを提出する必要があります。

● 補助金の交付申請

①スマートハウス化推進補助金

要綱に定められた要件を満たす場合、市から登録事業者に補助金を交付します。

補助金の額及び要件は次のとおりです。

| | |
|-----|--|
| 補助額 | ① 太陽光発電設備 太陽光発電設備の出力1kWあたり2.8万円（上限14万円） ② EMS又は蓄電池を同時設置する場合の太陽光発電設備 太陽光発電設備の出力1kWあたり3万円（上限15万円） ③ 蓄電池 蓄電池を同時設置する場合、上記に加え、蓄電池の容量1kWhあたり3万円（上限24万円） |
|-----|--|

| | |
|--------|--|
| 補助対象経費 | 契約期間内のサービス利用料金の合計見込額 |
| 補助対象要件 | (1) 要領に基づき登録を受けた初期費用ゼロ円太陽光として設置するものであること。 (2) 住宅等の所有者と登録事業プランを提供する事業者との間で登録事業プランに係る契約が締結され、設置工事が行われるものであること。 (3) 住宅等の所有者が市税を滞納していないこと。 |

ただし補助金の全額が、サービス利用料金から控除される必要があります。

Q:サービス利用料金から控除する方法に指定はありますか。

A:市としては、月額利用料の低減、又は契約期間の短縮による控除を推奨します。

また、いわゆるポイント還元等、実質的に別の事業に誘導する方法や、控除額が変動する可能性がある等、補助金の全額が控除されることが担保されていない方法での控除は認められません。

・加算条項

次のいずれか、又は両方を満たした場合、補助額の合計に一定額を加算します。

| 項目 | 加算額 |
|--|-----|
| 設置工事の一部又は全部を小規模登録事業者※2により施工した場合 | 3% |
| 契約条件に夜間等の電力の購入契約締結が含まれており、かつ当該電力プランの再生可能エネルギー比率※3が50%以上の場合 | 20% |

※2 所沢市スマートハウス化推進補助制度小規模事業者登録制度実施要領

(平成31年4月1日施行)第4条第2項に規定する登録者をいいます。

※3 電源構成に占める、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源の割合をいいます。

ご不明な点がございましたら市の担当までお問合せください。

②遵守事項

補助金の交付を受ける場合、次の項目を遵守する必要があります。

- (1) 事業により取得した財産等は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し貸付け又は担保に供してはなりません。
- (2) 契約期間内は太陽光発電システムを善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。
- (3) 補助金に係る関係書類等は、実施した補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から10年間保存してください。

(4) 前号の関係書類等の保存期間が満了しない間に当該法人が解散（個人の場合は廃業）する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該書類を引き継がなければなりません。

③交付申請

申請者は、着工の原則 30 日前までに、表 1 の申請書類に表 2 の添付書類を添えて、市に提出してください。

表 1 交付申請書類一覧

| | |
|------------|---|
| 要綱様式第 5 号 | 所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書 (初期費用ゼロ円太陽光実施事業者用) |
| 要綱様式第 16 号 | 重要事項説明書説明書 (契約者自署済のもの) |

表 2 添付書類一覧

| |
|---|
| 事業内容が確認できる契約書の写し |
| 住宅等の所有者に提示した見積書※4の写し |
| 夜間等に供給する電力プランにおける再生可能エネルギー比率のわかる書類 (電源構成の示されたホームページの写し等) |
| ※再生可能エネルギー比率の加算を受ける場合に限りです。 |
| その他市が提出を求めた書類 |

※4 サービス利用料金等が記載された任意様式の見積書及び「提供サービス見積書」を
います。

【申請書提出先】

〒359-8501

埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課 (市役所5階) 初期費用ゼロ円太陽光担当

a9133@city.tokorozawa.lg.jp

④交付申請受付期間

令和6年4月1日(月) ~ 令和7年2月28日(金) 必着

⑤交付決定

市は提出書類の審査を行い、適正と認めた場合、申請者に書面により通知します。

⑥ 交付申請内容の変更

交付の決定を受けて以降、内容の変更をしようとするときは、所沢市スマートハウス化推進補助金変更承認申請書（要綱様式第9号）に変更内容のわかる書類を添付して、あらかじめ市に申請しなければなりません。

市は提出書類の審査を行い、変更内容の承認・不承認について書面により通知します。

● 着工～完工

補助金を申請する場合は、必ず交付の決定を受けてから着工してください。

また、補助金の交付決定を受けた場合は、交付請求書の提出期限に間に合うように全ての工事を完了してください。

● 事業実績報告及び補助金の交付請求

① 交付請求

申請者は、表3の請求書類に表4の添付書類を添えて、市に提出してください。

表3 交付請求書類一覧

| | |
|----------|--|
| 要綱様式第14号 | 所沢市スマートハウス化推進補助金実績報告兼請求書 (初期費用ゼロ円太陽光実施事業者用) |
|----------|--|

表4 添付書類一覧

| |
|---|
| 太陽光発電モジュールの施行写真（設置箇所の施工前の写真及び施工後の写真） ※電力系統に接続する場合は電力会社との電力需給契約を証する書類の写しでも可 |
| EMSの本体及びモニターの施工写真（使用電力量が確認できるもの並びに設置箇所の施工前の写真及び施工後の写真）※EMSを設置した場合に限ります。 |
| 蓄電池の施工写真（型番が確認できるもの並びに設置箇所の施工前の写真及び施工後の写真）※蓄電池を設置した場合に限ります。 |
| その他市が提出を求めた書類 |

【申請書提出先】

〒359-8501

埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課（市役所5階）初期費用ゼロ円太陽光担当

a9133@city.tokorozawa.lg.jp

②交付請求書の提出期限

完工の日から30日以内 又は 令和7年3月24日(月)
のいずれか早い日まで

● 設備の保守

①設備の保守

契約期間中は設置した設備を適切に使用できるよう、適宜修理対応やメンテナンス等保守を行ってください。

保守は、住宅等の所有者又は使用者の故意・過失による故障や、天災地変その他の不可抗力の場合を除き、サービス提供事業者の負担により実施してください。

②設備の廃棄

設備の廃棄について、契約者にリサイクル事業者を紹介する等、適切な処分にご協力ください。

Q:契約期間終了前に登録事業プランの継続が困難となった場合はどうなりますか。

A:別の事業者に地位を継承する等、契約者の不利益とならないよう適切に対応することとなります。上記事態が想定される場合は、速やかに市の補助金担当にご連絡ください。

【初期費用ゼロ円太陽光事業に関する問合せ先】

〒359-8501

埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課(市役所5階)

初期費用ゼロ円太陽光担当

TEL: 04-2998-9133 (平日 8:30~17:15)

E-Mail: a9133@city.tokorozawa.lg.jp